

第4章 インドネシア共和国

ア. 法体系

インドネシアは、スマトラ、ジャワなど 17,000 以上の大小の島々からなる共和制国家である。インドネシア憲法の前文で、国家形成の基本原則として、唯一最高神への信仰、公正にして高雅な民主主義、インドネシアの統一、合議制と代議制に指導された人民主義、全インドネシア人民のための社会正義の実現という 5 原則（パンチャシラ）があげられている¹。

統治機関としては、主権機関たる国民協議会のもとに、大統領、国会、最高裁判所、最高諮問会議、会計検査院がおかれている。

国権の最高機関である、国民協議会は、5 年に 1 度、国会議員の選挙後に開催され、大統領および副大統領の選任と将来の 5 年にわたる統治政策を決定する²。また、1999 年の憲法改正によって国会の立法権が明記され、それまで大統領に与えられていた権限が縮小された³。

地方行政については、1999 年に「地方自治法」が制定され、州、県・市、郡、町、村の単位に分けられているが、自治体と称されるのは州と県・市である⁴。自治法成立によって、州と県・市には地方自治体としての自立性が大きく認められたが、司法、国防・治安、宗教など多くの分野は地方自治の権限除外対象とされ、中央政府の管轄と規定されている⁵。

司法システムとしては、裁判所は普通裁判所、軍事裁判書、宗教裁判所、宗教裁判所の 4 系列に分かれている。普通裁判所は、地方裁判所、高等裁判所および最高裁判所の 3 層からなる。地方裁判所は、通常、県および市に設置され、管轄地域内の一切の刑事・民事事件について管轄権を有する⁶。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

「2004 年家庭内暴力撲滅法（Law Regarding Elimination of Violence in Household, 2004）」は、刑事特別法であり、ドメスティック・バイオレンスの定義、法律の原理と目的、ドメスティック・バイオレンスの防止、被害者の権利、保護命令、被害者の社会復帰、罰則などについて規定している。また、政府、警察、ソーシャルワーカー、同伴ボランティア（companion volunteer）、宗教指導者（spiritual mentor）などが取るべき行動も規定されている。

¹ 安田 2000:150 ページ

² 安田 2000:152 ページ

³ （財）自治体国際化協会 2004:4 ページ

⁴ （財）自治体国際化協会 2004:12 ページ

⁵ 遠藤 2005:207-208 ページ

⁶ 安田 2000:158-160 ページ

その他の関連法としては、1915年インドネシア刑法典（Indonesian Criminal Code）、1974年婚姻法（Law on Marriage）、1984年女子差別撤廃条約（Elimination Discrimination against Women）、2006年証人・被害者保護法（Witness and Victim Protection Law）などがある。2006年証人・被害者保護法では、女性に対する暴力の通報者、証人、被害者の保護は、政府の責任において遵守されることを規定している⁷。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

「2004年家庭内暴力撲滅法」は、家庭内暴力（Violence in Household）をあらゆる世帯構成員、特に女性に対して、身体的、性的、心理的苦痛もしくは損害をもたらす行為、家庭的責任の放棄を指し、そのような行為を行うという脅迫、強制、自由の剥奪を含む⁸と定義し、世帯構成員に対する身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、家庭責任放棄を禁じている⁹。

世帯構成員とは、夫、妻、子ども、また夫、妻、子どもと血縁・婚姻関係にある者、乳飲みきょうだい、世話、介護、後見、保護等による関係を持ち同じ世帯に同居する者を言う。また、同居している家事労働者等も含む¹⁰。

身体的暴力とは、痛み、病苦、甚大な危害をもたらす行為である¹¹。精神的暴力とは、恐怖心、自信の喪失、行為能力の喪失、無力感、または甚大な精神的苦痛をもたらす行為を言う¹²。性的暴力とは、世帯構成員に性行為を強要すること、また、営利等を目的に世帯構成員に（他者に対する）性行為を強要することを言う¹³。家庭責任放棄とは、生計を支え、庇護する義務があるにもかかわらず世帯構成員を省みないことを指し、家庭の内外で労働することを禁じて経済的に従属させ、支配下におくことも含まれる¹⁴。

刑罰は、家庭内暴力撲滅法で、被害の程度により以下の通り定められている。

○身体的暴力¹⁵

- ・5年以下の禁固、あるいは1,500万ルピア以下の罰金。ただし、配偶者からの暴力であり病気にかかる、業務の遂行や生計維持・日常的な活動を妨害するような行為でない場合は、4ヶ月以下の禁固あるいは500万ルピア以下の罰金。
- ・被害者が病気や重傷を負った場合、10年以下の禁固あるいは3,000万ルピアの罰金。
- ・被害者が死亡した場合は、15年以下の禁固あるいは4,500万ルピアの罰金。

⁷ National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan) 2007:pp.21-22, 37-38

⁸ Law Regarding Elimination of Violence in Household, Article 1 (1)

⁹ 同上, Article 5

¹⁰ 同上, Article 2(1)

¹¹ 同上, Article 6

¹² 同上, Article 7

¹³ 同上, Article 8

¹⁴ 同上, Article 9

¹⁵ 同上, Article 44

インドネシア

○精神的暴力¹⁶

- ・ 3年以下の禁固あるいは900万ルピア以下の罰金。
- ・ 配偶者からの暴力であり、病気にかかる、業務の遂行や生計維持・日常的な活動を妨害するような行為でない場合は、4ヶ月以下の禁固あるいは500万ルピア以下の罰金。

○性的暴力

- ・ 12年以下の禁固、3,600万ルピア以下の罰金¹⁷。
- ・ 営利等を目的に世帯構成員に（他者に対する）性行為を強要した場合は、4年以上15年以下の禁固、あるいは1,200万以上3億ルピア以下の罰金¹⁸。
- ・ 被害者が回復する見込みのない傷害、または4週間以上持続する等の心理的、精神的疾患、流産または胎児の死亡、生殖機能不全を負った場合、5年以上20年以下の禁固または2,500万ルピア以上5億ルピア以下の罰金¹⁹。

○家庭責任放棄

- ・ 3年以下の禁固もしくは1,500万ルピア以下の罰金²⁰

また、裁判官は、加害者が一定期間、被害者の一定距離内に接近しないように加害者の行動や権利を制限すること、加害者がカウンセリングを受講するように命ずることを、刑罰に追加できる²¹。

エ. 加害者に対する命令

2004 年家庭内暴力撲滅法では、被害者を保護するために「保護命令」（Protection Instruction）と呼ばれる裁判所判決（ruling）を発行することができる²²と明記されており、違反に対する対処や期限等も規定されているが、加害者に対するどのような指示を含むことができるのか、どのような行為が違反に当たるのかは、法文中に明記されていない。ただし、前述のように、裁判所は加害者に対して接近禁止やカウンセリング受講を刑罰の一部として命ずることができる。

同法では、警察は、暴力を認識してからもしくは報告を受けてから 24 時間以内に、7 日間を超えない範囲の一時的保護を被害者にすみやかに提供しなければならず、一時的保護提供の開始から 24 時間以内に、警察は裁判所に対して保護命令を要求しなければならないと規定されている²³。また、保護命令は、被害者もしくはその家族、被害者の友人、同伴ボランティア（companion volunteer）、宗教指導者（spiritual mentor）が申請する

¹⁶ 同上, Article 45

¹⁷ 同上, Article 46

¹⁸ 同上, Article 47

¹⁹ 同上, Article 48

²⁰ 同上, Article 49

²¹ 同上, Article 50

²² 同上, Article 1

²³ 同上, Article 16

こともできる²⁴。被害者本人以外が申請を行う場合は、特例を除いて本人の許可が必要となる。申請は口頭もしくは書面にて行い、口頭申請の場合は、地方裁判所事務官が申請を登録しなくてはならない²⁵。

裁判長は、正当な理由がない限り、申請を受けてから 7 日以内に、被害者その他の世帯構成員のために保護命令判決を発行しなくてはならない²⁶。保護命令の期間は 1 年以内だが、期限が切れる 7 日前までに申請すれば、裁判所の命令により延長することができる²⁷。

警察は、保護命令に違反したとみなされる加害者を令状なしに逮捕し、勾留することができるが、逮捕勾留状を 24 時間以内に取得しなければならないと規定されている²⁸。また、警察は被害者保護のためにならば、保護命令に違反したという十分な証拠のある加害者を逮捕することができる。逮捕後 24 時間以内に勾留状を取得すれば、加害者を勾留することができる²⁹。

被害者、警察、もしくは同伴ボランティアは、保護命令違反の疑いがある場合、書面をもって裁判所に報告することができる。裁判所は加害者に対して、72 時間以内に尋問を受けるように命令する³⁰。加害者が保護命令に違反したと裁判所が認識し、更により深刻な違反を犯したと疑われる場合、裁判所は加害者に対して、保護命令遵守を書面で宣誓するよう要求することができる。加害者が宣誓を遵守しなかった場合、裁判所は、勾留令状をもって 30 日を超えない範囲で加害者を勾留することができる³¹。

オ. 司法手続

1 警察署内における Women's Help Desks の設置

ジャカルタ首都警察署には 1998 年から、RPK (Ruang Pelayanan Khusus) と呼ばれる女性警官デスクが設置されている³²。

RPK とは、女性や子どもを中心とするドメスティック・バイオレンスから逃れた者が、カウンセリングなどを受けることができる女性用ヘルプデスク (Women's Help Desks) である。RPK では、男性警察官が女性被害者に対応するのではなく、訓練された女性警察官が親身になって被害者と接することができるようになっている。退職した女性警察官が設立した組織 (DERAP Warapsari) が後押ししており、1999 年以来、DERAP は約 1,000 人の女性警官を訓練した。また多くの警察で独自の RPK の設置が始まっており、現在、インドネシアの地域の警察には 260 の RPK がある。

²⁴ 同上, Article 29

²⁵ 同上, Article 30

²⁶ 同上, Article 28

²⁷ 同上, Article 32

²⁸ 同上, Article 35

²⁹ 同上, Article 36

³⁰ 同上, Article 37

³¹ 同上, Article 38

³² プルニアンティ 2000:29 ページ

しかし RPK を設置するスペース不足のため、RPK をもたない警察もある。また設備投資の予算、従事することのできる女性警官の人数にも限りがある。周辺の村々では多くのドメスティック・バイオレンス被害者が出ている一方、RPK の設置は追いついていない。地域や政府の協力、不十分な予算、女性警官のストレスなど残された課題も多い³³。

2 インドネシアの刑事手続³⁴

刑事手続は 1981 年刑事訴訟法で規定されている。

(1) 捜査、逮捕、勾留

事件の捜査は、原則として、国家警察職員または法律により特別の権限を付与された一定の文官公務員が行う。捜査官は任意捜査のほか、必要に応じて逮捕や搜索などの強制捜査を行うことができる。逮捕から 24 時間以上、被疑者の身柄を拘束する場合は、勾留に切り替える必要がある。勾留の権限は、警察官、検察官、裁判官のいずれも有している。捜査官は捜査に着手した旨を検察官に通知し、捜査が終了すると捜査書類を検察官に送致する。

(2) 公訴提起（起訴）

検察官は、捜査書類を審査し、捜査結果に不備がある場合には、補充捜査を指示して、捜査書類を捜査官に逆送する。捜査書類を逆送された捜査官は補充捜査を行って書類を補完した上で、14 日以内に書類を検察官へ再送致する必要がある。

刑事事件における起訴・不起訴の決定は検察官の判断にゆだねられる。しかし、不起訴は証拠不十分などを理由とする狭義の不起訴に限られ、いわゆる起訴猶予の権限は各検察官には与えられていない。公訴提起の際、検察官は、起訴状と共に事件記録一式をすべて管轄地方裁判所に送致する。

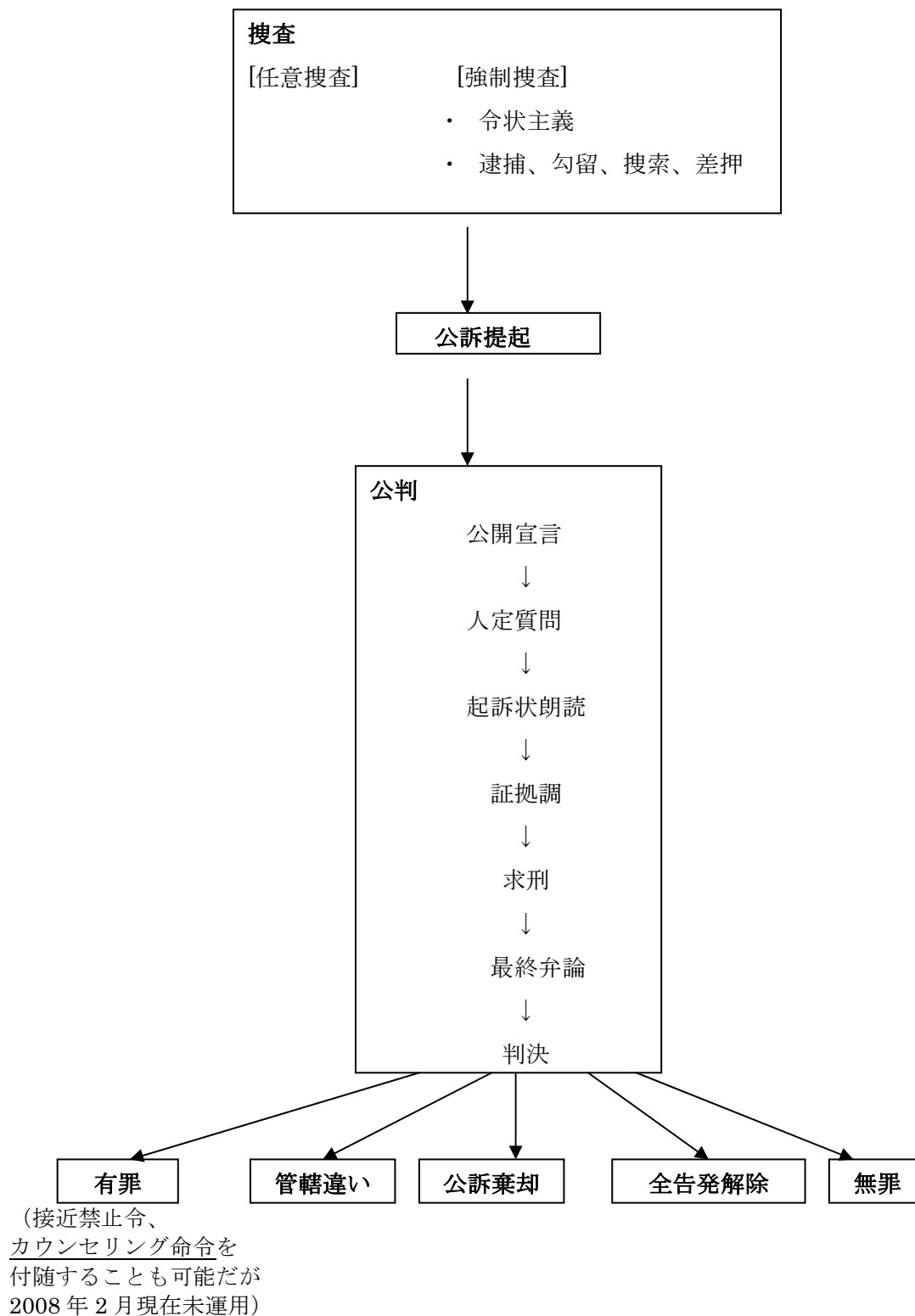
(3) 公判

公判の判決には、全告発解除の場合がある。これは、犯罪行為の存在そのものを立証できない「無罪判決」に対し、行為そのものの存在は立証できたが、当該行為が犯罪にあたらぬ場合である。

³³ Harsono 2005

³⁴ 太田 1994:44-47 ページ

(参考) インドネシアにおける司法手続の流れ



カ. 司法手続等における加害者更生の位置付け

女性エンパワメント庁（State Ministry of Women's Empowerment）および女性に対する暴力国家委員会（National Commission on Violence against Women／Komnas Perempuan）によると、加害者更生プログラムはまだ正式に開始されていないとのことである³⁵。前述の通り、家庭内暴力撲滅法では、加害者に対してカウンセリング受講命令を、刑罰に追加できると規定している³⁶が、この規定に基づき、加害者にカウンセリング命令が課されたことはないとの情報ももたらされている³⁷。

女性エンパワメント庁によると、加害者更生プログラムの準備は進められており、女性に対する暴力撲滅に男性を関与させる取り組みと関連させる予定である。次のような取り組みが検討されている³⁸。

①現在行われている被害者支援を拡大しての加害者更生支援

警察署の中には女性と子どもサービス班で、加害者に対する助言を行ったり、被害者の希望があれば、加害者である配偶者と問題解決の方法を話し合わせたりしているところもあるが、標準的な手順はまだ確立されていない。

②司法手続外での加害者更生プログラムの検討

③女性に対する暴力や家庭内暴力のような社会問題対策に興味を示している男性グループの評価

④更生支援サービスの標準作成

⑤更生支援サービスの法制化への枠組作り

また、インドネシアにおけるその他の加害者への対応は、Rifka Annisa という NGO が行っているプログラムについてのみ確認することができた³⁹。Rifka Annisa（「女性の友人」の意）は、1993年に女性のためのクライシス・センターとして設立され、インドネシアにおいて初めて女性に対するドメスティック・バイオレンス、レイプ事件、セクシュアル・ハラスメントなどの問題を解決する活動を始めた NGO 団体である。設立以来、女性に関する様々な問題に対応してきたが、現在は配偶者からの女性に対する暴力に活動の焦点を絞っている。

Rifka Annisa は、1998年より、暴力の加害者に対して試験的カウンセリング・サービスを始め、カウンセリングなどにあたる男性スタッフの採用を始めた。多くの女性団体などからは、加害者へのカウンセリングは不適切であり、暴力問題に対する妥協ではないかとみなされた。しかし、Rifka Annisa は、加害者支援について、「もし、被害者が暴力に

³⁵ 2008年3月3日付けの State Ministry of Women's Empowerment、2008年1～2月の National Commission on Violence against Women（Komnas Perempuan）からの回答による。

³⁶ Law Regarding Elimination of Violence in Household, Article 50

³⁷ 2008年1～2月の National Commission on Violence against Women（Komnas Perempuan）およびインドネシア NGO、Rifka Annisa からの回答による。

³⁸ 2008年3月3日付けの State Ministry of Women's Empowerment からの回答による。

³⁹ 2008年1～2月 Rifka Annisa からの回答による。

対するトラウマを乗り越えたとしても夫の元を去ることだろう。一方、加害者である夫は被害者の妻を恐怖にさらし続け、再婚したとしても同じ過ちをおこしかねない」という独自の考えを持っていると言う。

Rifka Annisa は、他の女性クライシス・センターに呼びかけ、徐々に加害者への更生の支援を広げてきた。約 9 年間の加害者更生への試験的取り組みを経て、Rifka Annisa は 2007 年 11 月 22 日、正式に女性への暴力の加害者に対するサービスや男性向けプログラムを開始した。サービス、プログラムの開始にあたっては記者会見も行われ、書籍やポスターも用意された。このプログラムは民間によるボランティア支援であり、政府から委任や助成金は受けていない。

加害者への対応は対面式カウンセリング、ホットライン・サービス利用による電話カウンセリングのほか、様々な公共コミュニケーションメディアを通して広められてきている。例えば「ジェントルマン・ホットライン (Gentlemen Hotline)」と呼ばれるラジオ番組を毎週放送し、男性が自分自身について話すことができる場や、生放送で自分が抱えているドメスティック・バイオレンス問題などについて相談をする機会を与えている。また、様々な地域で多くの訓練や実習が行われている。

現在、Rifka Annisa では加害者が自分の行為を自覚し、回復していく為のプログラムを開発している最中である。このカリキュラムが完成した後は、加害者向けのサービスの一つとしてグループカウンセリングを提供する予定である。

現在加害者に対するサービスを行っているのは NGO の Rifka Annisa だけとみられる。しかし、今後はジャカルタにある Mitra Perempuan や Bengkulu Women's Crisis Center が加害者に対するサービスを提供していく見通しである。

参考文献

- 遠藤聡 2005 年「地方分権化と地方自治ーアチェ州特別自治法に注目してー」国立国会図書館『外国の立法』第 225 号 206-210 ページ
- 太田達也 1994 年「インドネシアの刑事手続における犯罪被害者の法的地位」慶応大学法学部内法学会『法学研究』67 (10) 21-73 ページ
- 財団法人自治体国際化協会 2004 年 2 月『ASEAN 諸国の地方行政』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j13.pdf> (2008 年 3 月 31 日アクセス)
- プルニアンティ 2000 年「家庭内暴力の被害者としての女性」女性のためのアジア平和国民基金『ドメスティック・バイオレンスを根絶するためには：専門家会議報告書』28-31 ページ
- 安田信之 2000 年『東南アジア法』日本評論社

Harsono, Irawati. 2005. "The Establishment of Special Service Unit (RPK) For Women and Children Victim of Violence in Indonesia: An Effort by Female Police Officers to Improve Service to Women and Children Victims of Violence." Fourth Australasian Women and Policing Conference: Improving Policing for Women in the Asia Pacific Region, Australian Institute of Criminology, August

21-24. <http://www.aic.gov.au/conferences/2005-policewomen/harsono.pdf>
(accessed on February 28, 2008)

National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan). 2007, July. *In Homes, Refugee Camps and the Judicial System: Violence Against Women from Region to Region—2006 Annual Notes on Violence Against Women*. <http://www.komnasperempuan.or.id/public/English%20V%20Catatahun%2006.pdf> (accessed on March 31, 2008)

Law of the Republic of Indonesia Number 23 of Year 2004 Regarding Elimination of Violence in Household. Available on the Website of National Commission Violence Against Women (Komnas Perempuan) at <http://www.komnasperempuan.or.id/public/UU%20No%2023%202004%20PKD%20RT%20English.pdf> (accessed on March 31, 2008)